

[新旧対照表]

改正後	改正前
<p>提案基準 28 市街化調整区域にある既存建築物の利活用</p> <p>既存建築物の利活用を目的とし、建築物の改築又は用途の変更を行うもので、次の各号のいずれにも該当するもの。ただし、予定建築物の用途が、本提案基準を除いた法第34条第1号から第14号までに該当するものを除く。</p> <p>(1) 今後の事業計画等により、既存の建築物を利活用できる根拠を明示すること。</p> <p>(2) 既存の建築物の立地等の経緯が次のいずれかに該当すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 法第29条第1項、法第42条第1項ただし書又は法第43条第1項に規定する許可を受けて建築された建築物であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 法適用日（昭和45年3月30日）前から自己居住用の住宅以外の建築物として存続していること。</p> <p>(3) 既存の建築物が、当該建築物の完成後（前号イの建築物にあつては、法適用日（昭和45年3月30日）後）、適正に10年以上利用されたものであること。ただし、当該建築物の所有者の死亡、破産、遠方への転居など、社会通念上当該建築物を従前の用途に供しないことによむを得ない事情を有すると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 既存建築物の建築基準法上の主要用途及び従たる用途に変更がないこと。</p> <p>(5) 法第29条及び第43条に規定する許可を受けていない既存建築物（(2)イに該当するもの）の場合は、開発区域に接する道路の幅員及び消防水利の基準が、現在の開発許可基準に適合するものであること。</p> <p>(6) 予定建築物の延べ床面積は、既存建</p>	<p>提案基準 28 市街化調整区域にある既存建築物の利活用</p> <p>既存建築物の利活用を目的とし、建築物の改築又は用途の変更を行うもので、次の各号のいずれにも該当するもの。ただし、予定建築物の用途が、本提案基準を除いた法第34条第1号から第14号までに該当するものを除く。</p> <p>(1) 今後の事業計画等により、既存の建築物を利活用できる根拠を明示すること。</p> <p>(2) 既存の建築物の立地等の経緯が次のいずれかに該当すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 法第29条第1項、法第42条第1項ただし書又は法第43条第1項に規定する許可を受けて建築された建築物であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 法適用日（昭和45年3月30日）前から自己居住用の住宅以外の建築物として存続していること。</p> <p>(3) 既存の建築物が、当該建築物の完成後（前号イの建築物にあつては、法適用日（昭和45年3月30日）後）、適正に10年以上利用されたものであること。</p> <p>(4) 既存建築物の建築基準法上の主要用途及び従たる用途に変更がないこと。</p> <p>(5) 法第29条及び第43条に規定する許可を受けていない既存建築物（(2)イに該当するもの）の場合は、開発区域に接する道路の幅員及び消防水利の基準が、現在の開発許可基準に適合するものであること。</p> <p>(6) 予定建築物の延べ床面積は、既存建</p>

<p>建築物の延べ床面積を上限とすること。 (7) 開発区域周辺の住民に対して説明を行い、同意を得ること。</p>	<p>建築物の延べ床面積を上限とすること。 (7) 開発区域周辺の住民に対して説明を行い、同意を得ること。</p>
---	---